

2 互 助 会

平成8年度の互助会短期給付の給付概況は、次のとおりである。

種 別	件 数 (件)	金 額 (千円)	会員1人 当たり給 付額(円)	種 別	件 数 (件)	金 額 (千円)	会員1人 当たり給 付額(円)
医療補助金 (会 員) (被扶養者)	88,132 129,764	73,468 140,078		出産見舞金 (会 員) (配偶者)	558 669	27,900 20,070	
死亡弔慰金 (会 員) (被扶養者等)	21 514	21,000 26,670					
災 害 見 舞 金	1	1,155		合 計	219,659	310,341	14,689

第3節 退 職 給 付

平成8年度の教職員に対する退職給付等の執行状況は、次のとおりである。

1 恩 給

(1) 恩給の支給及び受給者の管理

① 支給人員及び支給額

普通恩給等の支給人員及び支給額は、次のとおりである。

人員：平成9年3月31日現在

学校種別	普 通 恩 給		扶 助 料		退 隠 料		遺 族 扶 助 料		計	
	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額	人 員	金 額
小 学 校	330	648,891	415	599,338	13	19,131	4	3,254	762	1,270,614
中 学 校	82	212,527	176	268,610	10	12,685	4	3,295	272	497,117
盲・ろう学校	0	0	1	1,111	1	226	0	0	2	1,337
高等 学 校	—	—	—	—	1	755	4	3,971	5	4,726
教 育 庁 ・ そ の 他	8	12,652	21	22,020	0	0	2	1,836	31	36,508
計	420	874,070	613	891,079	25	32,797	14	12,356	1,072	1,810,302

② 裁定及び失権

裁定を受けた者及び死亡等で受給権を失った者は、次のとおりである。

恩 給 種 別	裁 定	失 権
普 通 恩 給	1 件	49 件
扶 助 料	16	44
退 隠 料	0	2
遺 族 扶 助 料	0	1
計	17	96

② 普通恩給等の最低保障額の増額

普通恩給 1,099,500円
扶 助 料 768,100円

2 退 職 手 当

(1) 退職手当の裁定及び支給額

退職手当の裁定及び支給額は、次のとおりである。

学 校 種 別	人 員 (人)	金 額 (千円)
教 育 庁 ・ 所 の 他	6	150,785
小 学 校	839	6,763,041
中 学 校	582	5,159,784
高 等 学 校	415	4,174,987
盲 ・ ろ う 学 校	29	221,686
養 護 学 校	125	778,412
計	1,996	17,248,695

(2) 恩給年額等の改正

恩給法等の一部を改正する法律（法律第11号）が、平成8年3月31日公布された。

① 恩給年額の増額

平成7年度における公務員給与の改定、消費者物価、その他諸般の事情を総合勘案して、恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額が、平成8年4月分以降、0.75%引き上げられた。